賃金改善に関する項目

　今年度の人事委員会勧告の取扱いについては、次の通り実施したい。

　人事委員会勧告のとおり、公民の給与較差等に基づく給料表を平成２９年４月１日から引き上げることとし、再任用職員に対する単身赴任手当を平成３０年４月１日より支給したい。

　期末勤勉手当について、人事委員会勧告を踏まえ　平成２９年度より年間０.１月分を引き上げ、年間４.４０月分に改定し、その割り振りは、勤勉手当について、６月及び１２月に支給される月数をそれぞれ０.０５月分引上げ、０.９月分としたい。

　再任用職員については、年間０．０５月分を引き上げ、年間２．３月分に改定し、その割り振りは、勤勉手当について、６月及び１２月に支給される月数をそれぞれ０．０２５月分引き上げ、０．４２５月としたい。

　これに伴う成績区分に応じた成績率については、改めて示す。

　技能労務職給料表については、行政職給料表に準じた取扱いとし、その他の人事委員会勧告についても行政職給料表が適用される職員に準じてまいりたい。

　教員特殊業務手当について、義務教育費国庫負担金の算定基準が引き上げられたことから、当該基準額を下回る手当額について、それぞれ当該基準額に増額改定を行いたい。

また、長時間労働是正の観点から、部活動指導等に係る手当の時間区分要件について、あらたに２時間以上４時間未満の区分を設け、手当額を１，８００円とするとともに、６時間以上の区分を廃止し、４時間以上の区分に統合することとしたい。

　適用日は、平成３０年４月１日としたい。

　以上の内容により、関係条例（案）を今後の定例府議会へ提案したい。

なお、勧告実施に伴う差額支給の時期については、関係条例の議決を得られたら、その段階で改めて示す。

　非常勤職員についても、これまでと同様に常勤職員の取扱いに準じてまいりたい。

非常勤職員のうち、非常勤特別嘱託員及び非常勤若年特別嘱託員の報酬月額については、平成３０年４月１日からそれぞれ９０円及び１３０円を引き上げ、１５３，４８０円、２１８，５３０円に改定したい。

賃金改善に関する項目

諸手当の支給の始期及び終期については、国の制度を基準としつつ、人事委員会規則により定められているところだが、人材確保が特に困難となっている臨時的任用の教育職員の通勤手当については、平成２７年度より人事委員会の特例の承認を得て、日割りによる支給方法に見直したところ。

　教育職員以外の臨時的任用職員にかかる通勤手当についても、教育職員と同様、採用・退職時に日割り計算により支給することとしたい。

人事委員会の特例の承認を得られたら、平成３０年４月１日から実施したい。